

# 子ども・子育て支援新制度における保育料について

## 1 利用者負担（保育料）の水準

利用者負担は、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として実施主体である市町村が定めます。

### 国が定める利用者負担の上限額基準

教育標準時間認定の子ども (単位 円)		保育認定の子ども (単位 円)				
階層区分	1号認定	階層区分	2号認定（3歳以上児）		3号認定（3歳未満児）	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0	①生活保護世帯	0	0	0	0
②市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯を含む)	3,000	②市町村民税非課税世帯	6,000	6,000	9,000	9,000
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100	③市町村民税所得割課税額 48,600円未満	16,500	16,300	19,500	19,300
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500	④市町村民税所得割課税額 97,000円未満	27,000	26,600	30,000	29,600
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700	⑤市町村民税所得割課税額 169,000円未満	41,500	40,900	44,500	43,900
		⑥市町村民税所得割課税額 301,000円未満	58,000	57,100	61,000	60,100
		⑦市町村民税所得割課税額 397,000円未満	77,000	75,800	80,000	78,800
		⑧市町村民税所得割課税額 397,000円以上	101,000	99,400	104,000	102,400

## 2 富津市の保育料案

### (1) 教育標準時間認定

教育標準時間認定の子ども（1号認定） (単位 円)

階層区分			1号認定	
			4歳以上児	3歳児
第1	生活保護世帯		0	0
第2	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯を含む)	母子世帯等	0	0
第3		一般	3,000	3,000
第4	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	母子世帯等	13,900	14,200
第5		一般	14,900	15,200
第6	市町村民税所得割課税額 211,200円以下		19,000	19,400
第7	市町村民税所得割課税額 211,201円以上		23,900	24,400

## (2) 保育認定

※改正案の上段は、保育標準時間(11時間)、下段の( )内は、保育短時間(8時間)の保育料である。

(単位 円)

階 層 区 分			2号認定				3号認定				
			4歳以上児		3歳児		3歳未満児				
現行		改正案		現行	改正案	現行	改正案				
第1	生活保護保護世帯	第1	生活保護保護世帯	0	0	0	0	0	0		
第2	市民税 非課税世帯	母子世帯等 2A	第2	市民税 非課税世帯	母子世帯等	0	0	0	0	0	
		一 般 2B	第3		一 般	5,800	5,400 (5300)	5,800	5,400 (5300)	7,900	7,500 (7400)
第3	市民税 均等割 課税世帯	母子世帯等 3A	第4	市民税均等割 課税世帯	母子世帯等	14,000	14,000 (13800)	14,000	14,000 (13800)	16,500	15,000 (14800)
		一 般 3B	第5		一 般	15,000	15,000 (14800)	15,000	15,000 (14800)	17,500	16,500 (16300)
第4	市民税 所得割 課税世帯	母子世帯等 4A	第6	市民税所得割 課税額 48,600未満	母子世帯等	15,000	15,000 (14800)	15,000	15,000 (14800)	18,000	17,000 (16700)
		一 般 4B	第7		一 般	16,000	15,900 (15700)	16,000	15,900 (15700)	19,000	18,000 (17700)
第5	所得税課税額 40,000円未満	第8	市民税所得割課税額 97,000円未満	25,000	25,000 (24600)	25,500	25,500 (25100)	28,500	28,500 (28100)		
第6	所得税課税額 60,000円未満	第9	市民税所得割課税額 169,000円未満	26,000	26,000 (25600)	33,000	33,000 (32500)	40,000	40,000 (39400)		
第7	所得税課税額 80,000円未満			26,200		33,200		41,000			
第8	所得税課税額 95,000円未満			26,300		33,300		42,000			
第9	所得税課税額 103,000円未満			26,500		33,400		42,200			
第10	所得税課税額 250,000円未満	第10	市民税所得割課税額 301,000円未満	26,800	26,800 (26400)	33,500	33,500 (33000)	51,000	51,000 (50200)		
第11	所得税課税額 413,000円未満			27,000		33,600		51,300			
第12	所得税課税額 413,000円以上	第11	市民税所得割課税額 301,000円以上	27,400	27,400 (27000)	33,600	33,600 (33100)	67,000	67,000 (66000)		